明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○都市計画に関する件
（東北地方整備局三、四）　一
○道路に関する件（同五、六）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
（関東地方整備局六）　二
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件
（同七）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更した件
（同八）
○都市計画に関する件（同九、一〇）
○道路に関する件
（中部地方整備局八、九）
○登録住宅性能評価機関の評価の業務の一部を廃止した件
（近畿地方整備局二、三）　三
○道路に関する件
（九州地方整備局七、八）
○道路に関する件
（北海道開発局五、六）
〔官庁報告〕
官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本放送協会入札、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○東北地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　相馬都市計画緑地事業三号原釜尾浜防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年一月十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県相馬市原釜字北谷地、字仲田、字沼尻及び字大津並びに尾浜字須賀畑、字北ノ入、字寺前及び字二合田地内

使用の部分　福島県相馬市原釜字北谷地及び字大津並びに尾浜字須賀畑地内

○東北地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　広野楢葉都市計画緑地事業一号浅見川防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年一月十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内

使用の部分　福島県広野町下北迫字久保田、字北釜及び字前川原地内

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
青森県三戸郡階上町大字道仏字外窪六番一から同町蒼前東三丁目六番六一まで	前	A　一二・九〇～一二・九〇	四六・二〇メートル	五・八四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう
	後	B　四六・二〇～一三三・〇〇	五・八四〇～一三三・一〇	五・二六二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男